

寄贈ありがとうございます

新1年生に ランドセルカバーと 防犯ブザー



▲ランドセルカバーを手渡す佐藤理事長



▲防犯ブザーを手渡す保原支店長

3月23日、いばらきコープ生活協同組合から「安全な登下校ができるよう」とランドセルカバーを寄贈いただきました。

4月3日、常陽銀行から「子どもたちの安全を守り、いざというとき役立つものになれば」と防犯ブザーを寄贈いただきました。黄色のランドセルカバーをかけた子どもたちを見かけたときは、より一層注意して安全運転をこころがけましょう。

農業委員会制度

農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員会の組織・選出基準の見直しなどが行われます。

改正法は平成28年4月1日から施行されますが、坂東市の場合、現在の農業委員の任期が平成30年3月21日ですので経過措置により任期満了まで務めます。改正の主な内容は次のとおりです。

◆農業委員会の役割が「農地等の利用の最適化の推進」として強化されます。

農業委員会は許認可だけでなく、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に積極的に取り組んでいくべきことが制度的により強固に位置づけられます。

◆農業委員の選出方法が変わります。

農業委員の選出方法は、市長が農業者などに対し委員候補者の推薦を求めるとともに公募を行い、議会の同意を得て任命する方法になります。

◆農地利用最適化推進委員が新設されます。

農業委員会は、農業委員とともに地域で活動する農地利用最適化推進委員を新たに委嘱します。農地利用最適化推進委員は農業委員と兼務することはできません。

◆「農地等の利用の最適化の推進」に関する意見提出が責務になります。

「農地等の利用の最適化の推進」に関する施策の改善について、具体的な意見の提出を行います。

◆農業委員会ネットワーク機構の整備

都道府県農業会議、全国農業会議所は「農業委員会ネットワーク機構」として位置づけられます。

■お問合せ 農業委員会事務局 猿島庁舎 内線 2231